



三重県公報

令和元年7月24日(水)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	告 示		
182	家畜伝染病が発生した旨の届出	(畜産課)	2
183	家畜伝染病予防法の規定による消毒の実施	(同)	2
184	家畜伝染病予防法施行細則の規定による家畜等の移動の制限	(同)	2

告 示

三重県告示第 182 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出がありました。

令和元年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 病名
豚コレラ
- 2 家畜の種類
豚
- 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
疑似患畜 4,058 頭
- 4 発生の区域
三重県いなべ市
- 5 発生年月日
令和元年 7 月 24 日

三重県告示第 183 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 30 条の規定に基づき、次のとおり消毒を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 15 条ただし書の規定により告示します。

令和元年 7 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 実施の目的
県内における豚コレラの発生に伴うまん延防止のため
- 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 実施する区域
三重県全域
 - (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼養頭数が 6 頭以上の全ての養豚農場（いのししを含む。以下同じ。）及びその他家畜保健衛生所長が必要と認める養豚農場
- 3 実施の期日
令和元年 7 月 25 日から別に定める日まで
- 4 消毒方法
消石灰の農場内（豚舎周囲及び農場外縁部）散布

三重県告示第 184 号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和 48 年三重県規則第 35 号）第 8 条の規定により、次のとおり家畜及びその死体並びに物品の移動を当分の間制限します。

令和元年 7 月 24 日

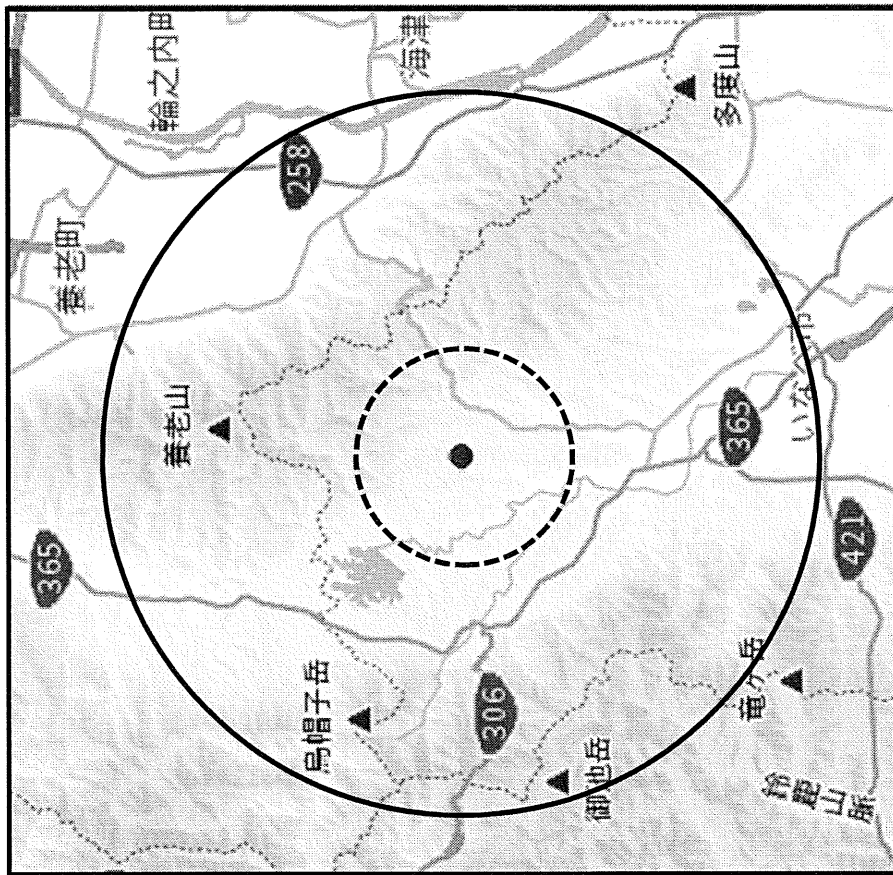
三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 移動を制限する家畜の種類
豚及びいのしし
- 2 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある家畜及びその死体並びに物品
- 3 移動を制限する区域
 - (1) 移動を制限する区域
いなべ市の区域（次の図に示す部分に限る。）

(2) 搬出を制限する区域

桑名市及びいなべ市の区域（次の図に示す部分に限る。）

移動制限区域及び搬出制限区域



○ 半径3km : 移動制限区域
○ 半径10km : 搬出制限区域

地図は農林水産省の家畜防疫マップシステムを使用

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
